

表.旧県知事公舎記念館使用料表

区分 室名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	使用料の額							
	(午前～夕方) 午前9時から 午後3時まで	(夕方～夜間) 午後3時30分から 午後9時30分まで	(午前) 午前9時から 正午まで	(午後) 午後0時30分から 午後5時まで	(夜間) 午後5時30分から 午後9時30分まで	(午前～午後) 午前9時から 午後5時まで	(午後～夜間) 午後0時30分から 午後9時30分まで	(全日) 午前9時から 午後9時30分まで
洋室1	円 1,600	円 1,600	円 800	円 1,200	円 1,100	円 1,950	円 2,250	円 3,000
洋室2	1,200	1,200	600	900	800	1,450	1,650	2,200
洋室3	600	600	300	500	400	750	850	1,050
厨房	1,000	1,000	500	800	700	1,250	1,450	1,850
和室	1,600	1,600	800	1,200	1,100	1,950	2,250	3,000

備考

- 許可を受けた使用時間を超過して使用する場合は、超過30分につき、許可に係る使用料の1割に相当する額を加算します。この場合において、30分に満たない時間は、30分として計算します。
- 使用料の額(前項により計算された額を含む。)及び減免後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

参考:時間枠

